



埼玉県報

第303号
令和4年(2022年)
4月15日
金曜日

目次

管理規程

- 埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）
- 埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程（公営企業・総務課）

告示

- 彩の国だより印刷業務に関する入札公告（入札課）
- 県広報紙「彩の国だより（令和4年8月号から令和5年4月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（広報課）
- 埼玉県感染防止対策協力金（第16期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 秩父用水土地改良区の役員就退任届（秩父農林振興センター）
- 九郷阿保領用水土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 県営土地改良事業権現堂地区（地盤沈下対策事業）計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）

- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 久喜都市計画道路事業施行の周知（道路街路課）
- 幸手都市計画道路事業施行の周知（道路街路課）
- 坂戸都市計画道路事業施行の周知（道路街路課）
- 春日部都市計画道路事業施行の周知（道路街路課）
- 富士見都市計画道路事業施行の周知（道路街路課）
- 河川予定地（一級河川原市沼川）の指定（河川環境課）
- 東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 交番等で使用する電気（低圧電力）に関する入札公告（会計課）
- 一般国道407号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道下高野杉戸線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道下高野杉戸線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（公営企業・財務課）
- 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（公営企業・財務課）
- 令和4年度第1回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

正誤

- 埼玉県規則第43号中訂正（疾病対策課）

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第一項」を削る。

第三条に次の一項を加える。

2 前項第四号に規定する所管の部長を置かない場合は、第八十四条の二、第八十六条、第八十六条の二、第九十四条、第九十五条第一項、第九十六条の三第一項、第九十七条の二、第九十七条の四、第九十七条の五第一項、第二百五条、第四百一条の二、第四百七条の二、第五百一条の二第二項、別表第七及び別表第七の二中、「部長」とあるのは「局長」と読み替えて適用するものとする。

第三十一条第一号中「管理部長」を「局長」に改める。

第九十条第二項中「所管の部長」の下に「を経て課長又は所長」を加える。

第九十三条の三中「部長」を「課長又は所長」に「管理者」を「所管の部長を経て管理者」に「局長」を「所管の部長を経て局長」に改める。

第四百四条の二の表支出命令の項行為を行う者の欄中「管理部長」を「局長」に改める。

附 則

この規程は、令和四年四月十五日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成七年埼玉県規程第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の期間から、次の各号に該当するごとに五日短縮することができる。ただし、この場合においても、当該期間を十日未満とすることはできない。

一 公告を電子情報処理組織を使用して行う場合

二 入札説明書の配付を公告を行った日から電子情報処理組織を使用して行う場合

三 入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合

3 前二項の規定にかかわらず、商業上の物品又は役務（行政機関に係る目的以外のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又は役務をいう。）に係る特定調達契約を締結しようとする場合で、かつ、当該特定調達契約の一般競争入札に係る公告及び入札説明書の配付を電子情報処理組織を使用して行う場合においては、その期間を十三日（当該特定調達契約の一般競争入札に係る入札書の受理を電子情報処理組織を使用する方法のみにより行う場合にあつては、十日）までに短縮することができる。

第五条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前条第一項及び第二項」を「前条第一項から第四項まで」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

管理部長

上司の命を受け、局の事務の総合的調整、事業の総合企画、工事の監督及び検査、職員の人事、組織、服務、予算決算のその他会計事務、地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

第三条第一項の表局の項中

を削り、

参事

上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

同条第二項の表局の項中

を

参事

上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、局長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改める。

管理部長

上司の命を受け、局の事務の総合的調整、事業の総合企画、工事の監督及び検査、職員の人事、組織、服務、予算決算のその他会計事務、地域整備事業に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「管理部長、」を削り、同条第一項中「管理部長及び」及び「管理部長にあつては別表第三及び別表第四の管理部長の専決事項の欄に、水道部長にあつては」を削る。

第八条中「管理部長、」を削る。

第九条第二項第四号中「管理部長又は水道部長」を「局長（ただし水道部にあつては水道部長）」に改め、同条第四項中「管理部長又は水道部長」を「局長（ただし水道部にあつては水道部長）」に改める。

第十三条第二項第三号及び第三項中「管理部長又は水道部長」を「局長（ただし水道部にあつては水道部長）」に改める。

第十七条第二項中「管理部長」を削り、「水道部長」の下に「（ただし水道部以外にあつては、当該事務の主務課長）」を加え、同条第三項中「管理部長の専決することができる事項に係る事案について、管理部長が不在のとき又は」を削る。

別表第三職員の服務に関する事務の項管理者決裁事項の欄1から4まで、6、8、10、12、13及び15中「管理部長」を削り、同項局長及び参事の専決事項の欄1、2、4及び17中「副参事」の下に「総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員、地域整備事務所長」を加え、同項管理部長の専決事項の欄を削る。

別表第四地域整備に関する事務の項局長の専決事項の欄に「1 分譲用地及び建築物等の転売又は転貸を承認すること。2 公共施設等の引渡しに関すること。3 公共用地の引渡しに関すること。4 分譲用地の一時的、臨時的な貸付けに関すること。」を加え、同項管理部長の専決事項の欄を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、管理部長」を削り、「及び技術評価幹」を「、技術評価幹、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員倫理規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第二号の「、管理部長」を削り、「及び技術評価幹」を「、技術評価幹、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成十六年埼玉県公営企業管理規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三項中「管理部長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だより印刷業務 約1,780,600部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

埼玉県が別途指定する場所及び広報課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 沼田 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年7月1日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月30日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年7月1日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年7月1日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年6月7日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年5月6日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(1) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 1,780,600
copies per month

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, July 1, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, June 30, 2022

In Person: 10:00 am, Friday, July 1, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

県広報紙「彩の国だより（令和4年8月号から令和5年4月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務委託 約1,736千部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、1部当たり（8ページ物）の単価に9を乗じて得た金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だより」を一時保管する場所を確保できること。

(8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 後藤 電話048-830-2857（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月29日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月29日（水）午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室

令和4年6月30日（木）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。

ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（部当たり（8ページ物）の単価に9を乗じて得た金額） $\times 1,736$ 千部 $\times 1.10 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（1部当たり（8ページ物）の単価に9を乗じて得た金額） $\times 1,736$ 千部 $\times 1.10 \times 0.1$

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和4年6月6日（月）午後3時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和4年5月6日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、委託料を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 1,736,000 copies nine times per year

(2) Time-limit for tender submitted by mail or in person: 5:00 p.m. June 29, 2022.

(3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県感染防止対策協力金（第16期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年2月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額
164,309,904円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、秩父用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	富田 能成	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬四千百番地三

二 退任

職名	氏名	住所
理事	富田 孝	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬四千九十八番地

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	櫻 澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五

告 示

埼玉県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業権現堂地区（地盤沈下対策事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年四月十八日から令和四年五月二十日まで

二 縦覧場所

春日部市役所

幸手市役所

杉戸町役場

告 示

埼玉県告示第三百七十号

令和三年埼玉県告示第千三百六十四号で公示した公共測量は、令和四年三月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

令和三年埼玉県告示第千二百二十六号で公示した公共測量は、令和四年三月二十五日終了した旨測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

令和三年埼玉県告示第八百四十五号で公示した公共測量は、令和四年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

令和三年埼玉県告示第八百四十七号で公示した公共測量は、令和四年二月十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

令和三年埼玉県告示第千二百八十一号で公示した公共測量は、令和四年三月二十五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

令和三年埼玉県告示第九百六十号で公示した公共測量は、令和四年三月二十五日終了した旨測量計画機関である杉戸町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

令和三年埼玉県告示第千七百七十二号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

埼玉県秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市の一部

四 作業期間

令和三年十一月二十五日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

令和三年埼玉県告示第千二百六十五号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

令和四年埼玉県告示第十四号で公示した公共測量は、令和四年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十号

令和三年埼玉県告示第千三百六十八号で公示した公共測量は、令和四年三月二十三日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

令和四年埼玉県告示第四百四十九号で公示した公共測量は、令和四年三月十五日終了した旨測量計画機関である川島町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

令和三年埼玉県告示第千四百三十三号で公示した公共測量は、令和四年三月二十五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第四百四十四号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

久喜都市計画道路事業三・四・五号幸手久喜加須線

四 事業施行期間

令和四年三月二十九日から令和十年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県久喜市野久喜字野合及び字上宿、古久喜字野合、吉羽字高田、西字高田並びに吉羽二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第四百二十二号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十六号新橋通り線

四 事業施行期間

令和四年三月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島及び百間六丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島及び百間六丁目地内

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第四百十六号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県飯能市双柳七十五番地

三 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画道路事業三・三・一号新熊谷入間線、三・三・二十二号川越鶴ヶ島線、三・四・二十三号鶴ヶ島毛呂山線

四 事業施行期間

令和四年三月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前、字天神前、字鼠橋、字小屋、字池尻、字尾金、字山向及び字神明前並びに大字中新田字中方及び字神明裏地内

ロ 使用の部分

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字鼠橋、字池尻、字尾金、字山向及び字神明前、新町二丁目、三丁目及び四丁目並びに大字中新田字中方及び字神明裏地内

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

三 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路路事業三・五・十三号樋籠赤沼線

四 事業施行期間

令和四年三月二十九日から令和九年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県春日部市牛島字川中子、字向川島及び字神明地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第四百十三号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県川越市旭町二丁目十三番六号

三 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画道路事業三・四・九号水子鶴馬通線

四 事業施行期間

令和四年三月二十九日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県富士見市水子字台、字東台、字正綱、字薬師下及び字向山前地内

ロ 使用の部分

埼玉県富士見市水子字正綱及び字薬師下地内

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県北本県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

利根川水系原市沼川

二 指定する土地

原市沼調節池 上の池

左岸 北足立郡伊奈町大字小室字道下五百三十六番八から

右岸 上尾市大字平塚字下三百一番四

左岸 北足立郡伊奈町大字小室字丸ノ内一〇番三

まで及び

右岸 上尾市大字原市字拾参番耕地二千七百二十七番三

原市沼調節池 中の池2

右岸 上尾市大字原市字拾四番耕地二千七百二十八番一から

右岸 北足立郡伊奈町大字小室字間ノ谷千六百七十八番までの区間で、別添図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域を除く。）

（別添図面省略）

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

東松山市から東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により東松山市から東松山都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年四月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

交番等で使用する電気（低圧電力） 予定使用電力量 2,498,485キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和4年8月の計量日から令和5年8月の計量日の前日まで。ただし、令和5年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 村田 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月9日（木）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月8日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年6月9日（木）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和4年6月9日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年6月3日（金）午後2時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 4 年 5 月 6 日 (金) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

(Low-tension) Electricity used at police boxes and other police facilities (estimated kWh: 2,498,485 kWh)

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system: 9:50 a.m.

June 9, 2022 By mail: 5:00 p.m. June 8, 2022 In person: 9:50 a.m.
June 9, 2022

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

路 線 名	一般国道四百七号
供用開始の区間	鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前一一六 一番五地先から 同市大字高倉字新右エ門前一一五八番 一地先まで
供用開始の期日	令和四年四月十五日
備 考	平成三十年三月三十日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の一 部の供用開始である。 延長四八二・一〇メー トル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

路線名	下高野杉戸線
供用開始の区間	北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四四九番五地先から同郡同町大字下高野字後宿四五七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和四年四月十五日
備考	令和三年十月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一三二・八一メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和四年四月十五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 下高野杉戸線 北葛飾郡杉戸町大字下高野字後宿四四九番五地先から

同郡同町大字下高野字後宿四五七番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和四年四月十六日

告示

埼玉県公営企業告示第九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、令和四年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に記載された者とする。
 - 二 認定を受けることができない者
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第六十二条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
 - (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
 - (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
 - (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
 - ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
 - チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
 - リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
- 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
 - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
 - ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
- 入札公告において定める。

告 示

埼玉県公営企業告示第十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和四年度において埼玉県企業局が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和二年埼玉県告示第八百七十号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。

告 示

埼玉県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により告示する。

令和4年4月15日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和4年6月4日（土）

イ 技能審査

令和4年6月11日（土）及び6月14日（火）から6月17日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和4年6月21日（火）から6月24日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和4年4月15日（金）から5月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

正 誤

埼玉県規則第四十三号（令和四年三月二十九日第二百九十八号）中訂正

ページ 行

六 前から四

誤

（フリガナ

正

（フリガナ
氏